

八家川第五ポンプ場、百合の川排水ポンプ場及び樋門等操作細則

（総則）

第1条

姫路市下水道管理センターが管理を行う河川への放流を伴う八家川第五ポンプ場、百合の川排水ポンプ場及び樋門（以下「ポンプ場等」という。）の操作については、操作規則（以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

（通知及び周知）

第2条

規則第11条に規定する関係機関は、別表1の関係機関一覧表に示すものとし、通知する内容に応じて必要となる機関に対して通知するものとする。

2 規則第11条に規定する一般への周知の方法は、内陸側に影響が生じるおそれがあると認められるときは、あらかじめ一般住民への周知を姫路市災害対策本部へ依頼するものとする。

3 規則第5条の警戒態勢に入ったときは、河川管理者へ通知を行うものとする。

（点検及び整備）

第3条

規則第14条に規定する点検及び整備は、毎月1回以上行うものとする。

附則

1 本細則は、令和7年4月1日から施行する。

(別表1) 関係機関一覧表

関係機関	担当	電話番号等
兵庫県中播磨県民センター 姫路土木事務所（注）	管理第2課	079-281-9459 079-281-9460 079-281-8529（FAX）
兵庫県中播磨県民センター 姫路港管理事務所	業務管理課	079-235-1895
姫路市危機管理室	（災害対策本部）	079-223-9593
姫路市河川管理課		079-221-2672
飾磨警察署		079-235-0110

（注）通知はFAXにより行い、送信後電話で到達の確認を行う。